

スマート国勢調査！ 平成27年国勢調査を実施しています

インターネットでの回答をお願いします



国勢調査 2015



- 国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- 平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描くうえで欠くことのできないデータを得るために実施するものです。
調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答のなかった世帯には、紙の調査票を配布して調査を行います。
9月20日までにインターネットでご回答ください。

※なお、インターネットで回答いただいた世帯には紙の調査票に記入する必要はありませんので、調査員の訪問はございません。

☎ 伊奈町国勢調査実施本部（秘書広報課） ☎ 2211

埼玉県知事選挙の開票結果

8月9日(日)執行の埼玉県知事選挙の開票結果は次のとおりです。

候補者氏名	党派	得票数	
		伊奈町	県全体
石川 英行	無所属	233	49,884
当 上 田 きよし	無所属	5,078	891,822
たけだ のぶひろ	無所属	147	32,364
柴 田 やすひこ	無所属	1,202	228,404
つかだ 桂 祐	無所属	1,532	322,455
投票率		24.60%	26.63%

☎ 選挙管理委員会 ☎ 721-2111

社会保障・税番号制度 マイナンバー制度が始まります



マイナンバー
マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

問 住民課内 2111

マイナンバー制度とは、住民票を有するすべての人に唯一無二の「12桁の番号（マイナンバー）」が付番され、社会保障、税、災害対策の分野の中で法律に定められた行政手続に限って利用されることとなり、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

通知カードが送付されます

制度の開始に当たり、10月からみなさん一人ひとりに12桁の番号（マイナンバー）を通知する「通知カード」が住民票の住所地に送付されます。お手元に届いたら大切に保管してください。

個人番号カードの交付について

平成28年1月から「個人番号カード」の交付を開始します。個人番号カードの取得は任意ですが、交付を受ける場合は通知カードが必要です。

個人番号カードは、本人確認書類として使用できるほか、e-Taxなどのサービスに利用できる予定です。

※東日本大震災により被災し避難している方やDV等被害者で住所地以外の場所へ移動している方など、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方は、住民票のある市区町村に現在お住まいの居所を登録していただければ、そこに通知カードを送付することができます。住民票のある市区町村にお問い合わせください。登録期限は9月25日（金）までです。

マイナンバーについてご不明な点はコールセンター ☎ 0570-20-0178へ

「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

秋の全国交通安全運動

9月21日（祝）
～
30日（水）

問 生活安全課内 2284

- 子どもや高齢者の交通事故を防止するため、ドライバーのみなさんは、一時停止や徐行をするなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 夕暮れ時や夜間時に自転車を運転するみなさんは、反射材用品を活用し、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。また、ドライバーのみなさんは、早めにライトを点灯しスピードを抑えて運転しましょう。
- シートベルトは車に乗る方全員が着用しましょう。また、ドライバーのみなさんは、同乗者が正しくシートベルトを着用していることを必ず確認しましょう。
- 子どもを車に乗せるときは、必ずチャイルドシートを着用しましょう。また、チャイルドシートは子どもの体格にあったものを着用しましょう。
- ドライバーのみなさんは、飲酒運転が悪質な犯罪であることを認識しましょう。また、二日酔い運転も飲酒運転です。絶対にやめましょう。

9月1日（火）から 臨時福祉給付金の申請を受け付けます

問 福祉課臨時福祉給付金担当内 2495

臨時福祉給付金の申請書を、9月上旬に対象となる方がいると思われる世帯へ送付します。対象となる方は、次の①～④のすべてに該当する方です。

- ①平成27年1月1日現在、伊奈町に住民票がある
- ②平成27年度住民税（町県民税）が非課税である
- ③平成27年度住民税課税者に扶養されていない
- ④生活保護を受けていない

支給金額 対象者一人につき 6,000円

申請期間 平成28年2月29日（月）まで

条件に該当するにもかかわらず、9月上旬を過ぎても申請書が届かない場合は、ご連絡をお願いします。